

# 厚真町住宅用火災警報器取付費用給付事業実施要項

## 第1条（目的）

住宅用火災警報器（以下、「住警器」という）を維持管理するうえで、住警器の設置及び取替を要する世帯かつ住警器の取付が困難な世帯に対して、住警器の本体代金を除く取付費用を給付し、有効に機能する住警器の普及促進を図り、安全を確保することを目的とする。

## 第2条（給付対象者）

厚真町に居住する65歳以上の者（令和6年3月末までに65歳に達する者を含む。以下、「高齢者」という）のみで構成される世帯を対象とする。

## 第3条（対象機器と負担範囲）

煙式感知による住警器を対象とし、指定業者から住警器本体を購入した場合に限り、住警器本体代金を除く、取付に係る費用を消防署厚真支署が負担する。

## 第4条（負担額）

1箇所あたり1千円（税込）とし、同一世帯で複数回の依頼がある場合も考えられることから、年度内は設置箇所の数に係らず、1軒3千円（税込）を上限に負担する。

## 第5条（給付申請）

住警器取付費用の給付申請は、消防署厚真支署を窓口とする。

## 第6条（給付決定）

- 1 消防署厚真支署長は、前条の申請を受理した場合は内容を精査し、速やかに給付の可否を決定するものとする。
- 2 給付決定者には、給付決定通知書に給付券を添えて申請者に通知し、住警器の納品を業者に依頼するものとする。

## 第7条（指定業者）

- 1 厚真町内の販売などを業とし、取付が可能な者（以降、「業者」という）に委託することとする。
- 2 指定業者の選定は、低廉な価格で良質かつ適切な住警器を確保できるよう、総合的に勘案して決定する。
- 3 住警器の設置は、給付決定者から給付券を受領して設置するものとする。

## 第8条（費用の負担）

- 1 給付決定者は、指定業者に住警器の本体代金を支払うものとする。
- 2 前項の規程により負担する額は、住警器を取り付ける日に直接指定業者に支払うものと

する。

#### 第9条（委託料の請求）

指定業者は、給付決定者から受領した給付券を添えて、当該住警器の取付に関わる第4条に規定する額を請求するものとする。

#### 第10条（給付額の返還）

消防署厚真支署長は、給付決定者が不正な手段により給付を受けた場合は、当該住警器の給付決定者に給付額を返還させることができる。

#### 第11条（その他）

その他必要な事項は、消防署厚真支署長が別に定める。

令和5年5月31日

胆振東部消防組合

消防署厚真支署

支署長 工藤 芳一